

第30回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成25年1月16日（水）18時30分から20時38分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 26人（欠席者3人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、
小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、
清水八千代、鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、
町田宇平、水野浩、山田知英美、浜三昭（副会長）、吉野弘巳、澤田忍、
荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、飯泉研、和田良英
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則、望月博文
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第29回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
(1) ごみ処理相互支援協定について
(2) 専門委員会委員の選定について
- 4 その他
(1) 環境測定の結果について
(2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第29回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ごみ処理相互支援に関する協定書（案）

【資料3】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【調布市北の台第2自治会】野納委員から山田委員に交代されたことをご報告。

T 委員 : あいさつ。

事務局 : 【本日の配付資料の確認】

会長 : 本日は25名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

今日の議題ですが、まず報告事項としまして、前回の議事録要旨について確認を行い、協議事項としまして、相互支援協定について武蔵野市から要請があるようなので、協定に関する内容について、事前協議となっておりますので、協議いたします。といっても、この内容については、これまで十分議論して協定締結になったと思っておりますので、内容の確認になるのではないかと考えております。また、専門委員会の委員の選定ということで、専門委員会につきましては速やかに立ち上げることになっておりますので、ここでは住民委員の選定をしていきたいと思っております。次に、その他ということで、次回日程となります。

また、本日も三鷹市、調布市の両参与の出席をいただいております。よろしく申し上げます。

2 報告事項

・第29回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : まず1点目の第29回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について、何かありましたら、ここでご発言いただきたいと思います。何かありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

会 長 : はい。ありがとうございます。

3 協議事項

(1) ごみ処理相互支援協定について

会 長 : それでは、次第の3番目、協議事項に移ります。

ごみ処理相互支援協定について、これまで時間をかけて十分議論を重ね、協定書ができたと認識しています。ここでは改めてその内容について確認することになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

G 委員 : それでは、ごみ処理相互支援に関する協定書(案)ということでご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料2、A4版1枚でございます。まず確認をさせていただきますが、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書、これは皆様と平成24年10月1日付で協定を締結したものでございますが、この環境保全に関する協定書の第6条に、ごみ処理相互支援ということが書いてございまして「乙は、近隣自治体とごみ処理相互支援協定を締結するときは、事前に甲と協議するものとする」ということが書いてございます。したがって、本日はこの条文に基づきまして、皆様と協議をさせていただくものでございます。

それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。

初めてお出ししますので、一度読ませていただいて、ポイントを説明させていただきます。

(資料2：ごみ処理相互支援に関する協定書(案)を朗読。)

ポイントを申し上げます。今まで武蔵野市は三鷹市と相互支援協定を締結しておりました。その文面につきましては、第15回の地元協議会にもお示しをしたとおりでございます。その中で皆様から、武蔵野市と三鷹市の相互支援協定には、相互支援の処理予定量が記載されていないので、予定量を入れてほしいというご意見をいただいております。また、武蔵野市と三鷹市の相互支援協定では、同量のごみのやりとりだということが明確に書かれていないので、その辺についても明記してほしいというご意見をいただいております。

今回、皆様にお示しします協定案につきましては、その点を踏まえて作

成をいたしました。具体的には第4条でございます。相互支援量ということで、「予定量は概ね年600トンとする」ということでございます。武蔵野市からふじみのほうへ600トン。また、ふじみのほうから武蔵野市のほうへ年600トンということで、具体的に数量を明記させていただきました。

続きまして、第5条でございます。相互支援量の調整ということですが、これが行って来いの条文でございます。「相互支援量の調整は、原則同一年度内での調整とし」ということでございます。同じ年度内に600トン来たから600トン持っていくということでございます。ただ、これについてはただし書きがございます。「ただし、予測できない緊急事態等が発生し、同一年度内での調整が困難な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする」と。具体的には、例えば年度末の3月に焼却炉が壊れてしまったといたしますと、3月に持っていったとしても、引き受けられるのは恐らく翌年度、4月以降になると思います。こういった緊急事態が発生した場合には、同一年度内の調整が困難でございますので、甲乙協議の上、翌年度以降に調整を行いたいということで、ただし書きを書かせていただいております。

会 長 : この質問を受ける前に、先ほど言い忘れたことがあります。報告事項の第29回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について、皆さんにご確認いただきまして、了解を得ましたので、公開を宣言するのを忘れておりまして、事務局のほうより公開、お願いいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ここでお受けしたいと思います。

B 委員 : 広域支援と相互支援と散々議論があったんですけれども、武蔵野市とは三鷹市と相互支援ということで従前から結んでおられるので、改めてふじみ衛生組合が調布と三鷹でできたので、相互支援の協定書を結びましょうということになったと思うんですけれども、それで、量はいわゆる600トンというのは、この辺でどうでしょうかというので、前回も何かお話があったんですけれども、これは600トンという数字は、お互いにこれでいいでしょうという量なんですか。それともこれが限度ですということなんですか。どちらなんですか。

G 委員 : 今、600トンの根拠ということでございますけれども、法定点検等で大体10日から2週間程度、焼却炉を停止するというのが一般的でござい

ます。この600トンという数字ですけれども、おおむね2週間分のやりとりになります。ただ、基本的には、月、木、火、金で収集していますので、月、火、木、金、月、火、木、金の8日間ですね。8日間のごみをお互いにやりとりをするということでございます。

そうしますと、大体このぐらいの量が適量ではないかということです。これだけあれば、お互いに法定点検等で2週間、焼却炉をとめたとしても問題なく処理ができる量ということで、300トンずつ分けまして、年に2回行いたいということで、これは法定点検等の焼却炉の停止期間を勘案して定めたものでございます。

B 委員 : したがって、いわゆる2トン車じゃなくて、4トン車で受け入れるとか、いろいろ周辺住民の条件があって、パッカー車でやるのか、あるいは武蔵野市が4トン車で入れてくるのか、その辺の制約とか内容とか詰めとかそういうのはどうなっているのか、お答え願いたい。

G 委員 : どういった形で搬入搬出されるのかということでございますが、昨年まで調布市が多摩ニュータウン環境組合にごみを搬入するに当たっては、10トン車に積みかえて持っていったというのは私どもも承知しているところでございます。これは味の素スタジアムの隣に保管積みかえ施設がございましたので、そちらにおきまして10トン車に積みかえることによって、できるだけ多摩ニュータウン環境組合に搬入する台数を減らすということがございました。しかし、その保管積みかえ施設も現在は取り壊しをしております、両市におきましては保管積みかえ施設はございません。このようなことから荷姿につきましては、通常の2トンから4トンのパッカー車がそのまま相手方の焼却場のほうへ入るということでございます。特に保管積みかえする予定はございません。

ただ、どちらにしましても、20台持っていけば20台こちらに来るということで、年間に入ってくる収集車の台数については変わりはありません。

B 委員 : パッカー車は通常2トンだろうと思うんですけど、委託業者だったら4トン車があるかもしれませんけど、通常は2トンだと。多摩ニュータウンでは、要するに、調布から持ってくるのは10トン車に限定しているわけですけれども、2トン車であると600トンというのは2で割ればいいわけですよ。ただ、相当の台数になると思うんですけど、なぜ4トン車に

限定できないんですか。

- G 委員 : 従前、私ども皆さんに、可燃ごみについては、1日平均190台、ふじみ衛生組合のほうに入ってきますというお話をさせていただいております。すなわち、この190台という1日平均の台数は相互支援があってもなくても同じでございます。ただ、190台の中に武蔵野市のごみの収集車が入ってくるのかどうか。そこが違うだけで、1日平均190台という台数は変わりません。それは先ほど申し上げましたとおり、もし20台、その日受け入れれば、後日20台は武蔵野市へ持っていくから、ふじみに入ってくるのではないわけです。ですから、行って来いの関係ですので、1日平均の搬入台数は変わりません。その辺はご理解いただきたいというふうに思います。
- B 委員 : 20台持ってきて、20台持っていくというのはどういうわけかな。よくわからない。
- G 委員 : それが行って来いの関係でございます、すなわち武蔵野市の収集車両が20台こちらにきた場合には、三鷹か調布か、まだ決めていませんけれども、基本的には距離的に近い三鷹の方の車両を武蔵野へ20台もっていくことになると思います。
- B 委員 : だから、今度はこっちから向こうへ持っていくということ。
- G 委員 : はい。
- B 委員 : はい。わかりました。了解です。
- P 委員 : 私は今聞いていると、持ってきたから、それだけは返しますというのじゃなくて、今、焼却する能力があるんだったら、それをプールしておいて、足りなくなったときにお願いねと持っていくというふうに解釈していたんですけれども、行ったらすぐ、そういう事務的で。何かもう、すごく無機質なやり方をするんですか。こっちでもって、ほんとうに困ったときに、お願いと言ったら、向こうでもってやってくれるというふうにとっていたんです。でも、今お聞きすると、行ったらすぐ、もうという感じなんです。何だか釈然としません。
- G 委員 : 確かにそういう考え方もあるかもしれません。ただ、この間、地元協議会で皆様とお話ししてきたのは、やはり一方的な受け入れではなくて、お互いさまなので、行って来いの関係にしようということを書いていたと思います。そこがまさしく相互支援と広域支援の違いでもあるというふうに

お話をしてまいりました。したがって、今回、第5条におきまして原則、同じ年度内で全て調整をしてしまおうということでございます。ですので、一方的に受け入れる、また、一方的にお願いするときには、恐らく広域支援という形になるのではないかというふうに考えているところでございます。

P 委員 : 何かあんまり人間的じゃないですね。行った、だから、こっち、もらうのよというんじゃないで、困っているときにという広域支援になっちゃうので、それのときにはもうその600トンというのはそれは関係なく、もらったり、あげたりする。今度はこの相互協定になると、もう血も涙もなく受け入れて、そのまま向こうへ行く。おもしろい制度ですね。ちょっと私、わからないですね。

A 参与 : P委員が言われている趣旨、困っているときというのは、そういう意味では、この制度も同じなんです。困っているときなんです。どういう困っているときかというのは限定されているということで、それは炉の点検や何かをしなきゃいけない。そのときはとめなきゃいけませんから、困ったときじゃないですか。それはお隣同士だから、都合をつけ合いましょうということなんです。ですから、それが両方とも毎年1回ぐらいずつやりますから、その意味で武蔵野市さんが点検するときにはふじみで受けましょうと。ふじみが点検するときには、また困りますから、武蔵野市さんをお願いしようというのが大体、年の間でありますから、お金のやりとりというふうにする大変手間がかかりますから、お互い、両方そういうことがあるわけですから、それを行って来いというふうに表現しているんですけども、機械的にそういうことじゃなくて、毎年そういう点検をして困るものですから、お互いさまでやりましょうということで、まさにそういう意味ではP委員の言われているとおりでありますので、そういうふうにご理解いただければいいと思います。

P 委員 : わかりました。毎年点検はあるんですね。

D 委員 : 確認なんですけれども、先ほどちょっと出た話で、第5条の3行目ですよ。同一年度内での調整が困難な場合に甲乙協議する。あくまでもこれは受け入れタイミングを、年度を挟んでずらすということであって、先ほど言われたように金銭的な処理はもともと念頭にないということよろしいですね。

- G 委員 : 原則そのようには考えております。ただ、何があるかわかりません。例えば、半永久的に壊れてしまって戻しようがないとかいう、特別な事情があれば別ですけど、基本的には金銭のやりとりは考えておりませんので、ご安心いただきたいと思います。
- O 委員 : 今の関連の質問なんですけど、これは第5条で今うたわれていますけどね。増加の場合ですね。この場合に上限という数量の限度というのは特に設けなくてよろしいのでしょうか。
- G 委員 : 第5条はあくまでも第4条の600トンについて、その年度内での調整、行って来いを原則とするというものでございます。したがって、長期間に、例えば壊れてしまって、その年度内に調整も困難で、しかも、一方的な受け入れにならざるを得ないというような大きなトラブルについては、この相互支援ではなくて、もう一つのほうの広域支援のほうで受けるということになると思います。
- O 委員 : そうすると、別に広域支援というのものもあるわけですね。例えば600トンは意外と対応できるトン数だと思いますけど、これを1,000トンとか1,500トンとか、この間の東北みたいに緊急事態で急に変わる場合ですね。そういう場合、三鷹の容量を超える場合もあるんじゃないかと思うんですけど、限度をつくったほうがいいんじゃないかというふうな当初の私の考え方です。
- G 委員 : あくまでも、この600トンという数字は通常の定期点検等に伴う期間を相互に補完するというための600トンでございまして、例えば大きなトラブル、先ほどおっしゃっていただいたように震災があって、完全に焼却炉が壊れてしまったということになりますと、この600トンの範囲ではとてもおさまりませんし、期間的にも2週間という話にはなりませんから、それは広域支援体制を受ける、受けないも含めまして、また皆様とご相談をさせていただくということになります。ですので、この相互支援の範疇は超えているというふうに理解しております。
- O 委員 : もう一度、私の考え方は、相互支援で受け入れる能力は余裕を持って受け入れることができるけど、三鷹と調布の能力を超えるような支援の場合があるんじゃないかと思うんですよね。要請された場合ですね。その場合には広域支援でも対応ができないんじゃないでしょうかということですか。
- A 参与 : この間締結いたしました環境保全に関する協定書というのがありますよ

ね。相互支援協定は今議論しているように、お互い日常的なやりとりです。先ほどの例があるような、事故が起きて長期化するとか、途中でそういうふうになって、やってみたら結構大変なことになっちゃっているという場合には広域支援になります。広域支援というのは広域に支援するわけですから、当然、〇委員がご心配するように、お隣だから、ふじみで受け入れるのはなるべく頑張って、それは受け入れることになるとは思いますが、受け入れ切れないような大きな被害あるいは長期的な被害については、それは広域で支えることになります。それはふじみだけではなくて、ほかの、都内、多摩の地域のごみ処理場だとか、区部のほうも入るかもしれませんし、ほんとうに大変だったらもっと、かなり近隣まで行くかもしれませんけれども、そういうふうに広域的に支え合う、それが広域支援ですよ。ただ、それに乗るかどうかも含めて、その都度、その量も含めて、乗るかどうか。乗るとしたら、どのぐらいまでやるかということについては、常にこの第7条でも事前に協議するということになっていきますから、皆さんにお諮りして、その都度、議論の上で締結する場合には締結するということで、できる範囲でももちろん支えることにはなります。

B 委員 : 今、相互支援の(案)を審議しているんですけど、今、広域支援が出ましたのんですけど、広域支援が出た場合には、改めて協議会の中で協議することになっているのであって、炉がどうのこうのじゃなくて、受け入れるかどうか審議しなくちゃならないと思うんですけど、その辺はどうなっているんですか。

A 参与 : そのとおりです。

B 委員 : 広域支援にするかどうかの問題、その場合は前回の会議のときに、この協議会の中で出しましょうと。受け入れるかどうか出しましょうと。しかし、その場合に、例えば今問題になっている、女川町もありましたけれども、それは例えば600トンをお願いしますといったときに、我々の協議会にかけるはずですよ。その場合にどの範囲でどういうふうにするのか。今の話だと、今、このふじみが600トンなら600トン以上はできませんよと、そうなると思うんだけど、その辺のしんしゃくはどうなるんですかという質問をしているんです。

A 参与 : ですから、今、協議しているのは、武蔵野市とふじみの相互支援協定です。議論がちょっと、大規模な場合とかいろんな話になりましたから、交

通整理のために広域支援というのはこういうものですよということでお話を今申し上げました。ですから、今、広域支援の課題が出ていませんから、具体的に今、B委員がご心配の、どういうケースでどうだとかというふうに、語ればまた話がどんどんそれちゃいますから、もう一遍戻していただいて、武蔵野と、それから、ふじみの相互支援協定をどうするかに議論を絞っていただきたいなというふうに思います。

B 委員 : その場合も600トンですか。

A 参与 : それはまたその都度それで議論していくということです。どういうふうになるか、まだわかりませんからね。

B 委員 : その場合、議論するということですから、600トンじゃなくて1,000トンになるか、ちょっとわからないけれども、議論しましょうと。そういうことで、ここで締めくくるということでよろしいですね。そのときにまた協議しましょうと、そういうことですね。回答ください。

B 参与 : 一言で言えば、そのとおりですよということになります。改めて今、相互支援協定の中身でちょっと派生して、広域支援の関係の話が出ましたので、お手元のほうに、今日、資料をお持ちじゃないかもわかりませんが、この7条の中で、広域支援の部分は明記されているんですよ。その中では、乙、つまり、ふじみ衛生組合は多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請により、ごみを受け入れるときは事前に甲、これはふじみ衛生組合周辺自治会等というのを甲と言っていますけれども、そこと協議をするものとする。つまり、受け入れをするかどうか、中身、内容も含めて、それは事前に協議をしていくという形で、既に協定として取りまとめてやられておりますので、そういうことになります。

B 委員 : はい。了解しました。

会 長 : 武蔵野市との相互支援協定については、協議が調ったということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : ありがとうございます。

(2) 専門委員会委員の選定について

会 長 : それでは、続きまして、協議事項の2点目、専門委員会委員の選定に

ついてです。住民委員の選定を行いたいと思います。ここにいる地元協議会正副会長が出て、あと、調布市と三鷹市でもう1名ずつ出るという形になっておりますので、ここで暫時休憩をとりまして、両市に分かれまして協議をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、三鷹市、調布市とも別室に移りまして、協議をしていただければと思います。

暫時休憩ということで申し上げます。

(休 憩)

会 長 : それでは、会議を再開いたします。

両市の住民委員の互選で決まったようなので、正副会長のほうより発表させていただきます。

まずは、三鷹市の推薦委員を発表いたします。牧野委員を推薦いたします。

調布市のほうからの推薦委員、b副会長から発表をお願いします。

b副会長 : 調布市の住民の委員として、増田委員が立候補されましたので、皆さんの一致したところで、増田委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会 長 : 三鷹市から牧野委員、調布市から増田委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : はい。ありがとうございます。それでは、お2人から一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。

O 委員 : 僭越ですが、私、選定していただきまして、非常に光栄でございます。何しろ資質に欠け、薄学、薄い学問なものですから、一段とまたご支援をお願いしたいと思います。一生懸命やりますので、よろしく申し上げます。

(拍手)

D 委員 : 専門委員会の審議の際に、健康部会につきましては、私、従来から関心がありまして、皆さんといろいろご相談させてもらいながら、この制度をつくっていただきました。非常に感謝しております。そういうこともありまして、一応の責任も感じておりまして、このたび立候補させていただきました。今後とも一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。(拍手)

会 長 : ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それから、専門委員会設置を速やかにするということでございます。有識者の選定等も行っていかなければいけないということでございますので、この件につきまして、事務局から説明、報告をお願いします。

a 副会長 : それでは、事務局より専門委員会の有識者についてということで、今、会長からございましたように、できるだけ早く選任をしていきたいと考えております。つきましては、今までの地元協議会の中でもいろいろお話をいたしましたとおり、有識者でそれぞれ皆さんで、こういう人がいいんじゃないかというような、あくまでまだ候補者という形になりますけれども、そういう候補者のご推薦がございましたら、今月末までに事務局までに、そういう方がいるよというふうに申し出ていただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 : それでは、ここでB委員の発言を認めたいと思います。お願いします。

B 委員 : 今、調布の委員選定会議の中でいろいろ話が出たんですけども、まず私のほうから言います。先々週ですか。白い煙が約100まで、つまり、北の台第4・第2自治会のほうまで200メートルぐらい、煙がずっと流れているわけですね。それで、そういう非常に長い煙が流れているということが1点。その煙によって、私のところは3.8キロの太陽光発電があるんですけども、約1時間、煙がちょうど北北東の風が南南西のほうに流れている。したがって、太陽が上がるると同時に、煙がどういうわけか、同じところをずっと上がってくる。したがって、1時間、3.8キロの発電が停止するわけです。それが1点。

それと、10メートル5センチの煙突の影が、冬至で7時47分から8時7分まで、それと、お中日のときに、約8時から8時20分間停止するわけです。したがって、私は10年間、1キロワット48円で東京電力に売っているわけですけども、それが完全に、赤から、発電して売電するときは青になっているわけですよ。モニターがありまして。逆に、消費電力を使って、消費電力が多くなると赤になる。したがって、煙突の影で発電が完全に停止するわけです。それはどうしてくれるんですかということ、事務長にもお願いしてありますし、それがまず1点、回答をいただきたいということです。

a 副会長 : 今、B委員のほうから、太陽光発電をやられているということで、その

うち煙突の影を通ったときと、それから、水蒸気が今出ているところでということでお話がありまして、確かに私がこの前会ったときにそういう話をご本人からされましたので、それは伺っております。

太陽光発電の部分と、その日影の問題というのはなかなか新しい課題でもありますので、私どものほうもB委員から伺いまして、今いろいろ研究とかしているところですので、いましばらくお時間をいただきながら、またB委員と個別にその辺についてはお話をしていきたいというふうに考えております。

それとちょっと補足をさせてください。先ほどの煙ではないかというご質問ですが、今日、お手元に資料があるとおり、いわゆる水蒸気、これは冬の時間に出る水蒸気ということになっております。お手元の資料の中にも書いてありますように、そういうことでございますので、その点については水蒸気ということで、ご確認いただければと思います。

B 委員 : そのようなのは時々聞いていますよ。直接私は、悪いけれども、JFEの所長に来てもらったんです。見事に私のところのあそこの煙が遮っているわけですよ。確認してもらいました。あなたたちは、煙、煙と言うけど、私のところのあれの、何て言うんですか。煙のように遮蔽しているんですから。水蒸気かどうかは私は知りませんが、私の目から見れば煙ですよ。煙かどうか、とにかく遮蔽しているんです。太陽光を遮っているのは間違いなく、屋根が真っ暗くなっているんですから。影になっているんですから。水蒸気かという、そんなもの関係ないと思うんです。要するに、影になっていますので。発電しないという事実をひとつご確認していただきたいということをお願いしたいと思います。

T 委員 : うちの北の台第2自治会というのは、ちょうど真南、煙突のほんとうに真正面、真南なので、それまであまり興味ないというか、実際にできるのねぐらいの感じだったんですけど、いざ建って、建っただけならいいんですけど、試運転を始めたときに、今まで私、会長をやっていますので、皆さんに、あそこから出るのは煙ではなく、水蒸気。皆さんが最初疑問に思われたのは、煙突があまりに低いと。都内はもっと高いから、何であんなに低いんだというふうにちょっと聞かれたんですね。そのとき私も委員会に出て聞いていましたから、今の設備もいいし、そこから、煙突の先から、十何メートルぐらい上に噴き上げて、そこから水蒸気が分散していくとい

うふうにお聞きしていたんです。いざ、稼働してみましたら風が全くないときは確かに説明を聞いたとおりなんですね。今、写真を見せていただいたような、ある程度上へ上がっている。ところが、風が吹いてくると、煙突から、これは下に下がってくるんです。完全に。煙突の高さよりかは下に落ちてくるんですね。水蒸気とはいえ、要するに、中に入っているものがゼロであれば、ゼロというふうに聞けば、安全ですと私も住民の方に言えるんですけど、やはりここの中にいろいろな、許容範囲内とはいえ、入っているわけですから、それが最初の説明のように、こういうふうの下におりてくるとするのは私のほうもちょっと想定していなかったんですね。こういう説明の仕方は住民の方にしてなかったのも、皆さん、納得して下さっていません。

それと、夜になったら、もう何十本と電話があつたり、見えたんですけど、夜の、こういう状態なんですね。火の粉が散っているとおっしゃるんです。知らない方はそうおっしゃる。私は聞いていましたので、多分明かりが反映している。ただ、誰が見てもこれは火の粉なんです。怖いという。火事になるんじゃないかと。ほんとうに住民の方から何十人も。今日も来られるとおっしゃったんですけど、まあ、大体そうだろうという。ただ、この恐怖感をもうちょっと何とか和らげていただけるような方法というのはいないのでしょうか。あれはほんとうに、今も夜見ていただくとわかるんですけど、赤々と火の粉が散っているとしか見えないんですね。私はほんとうに中からライトで明るく、ずっと委員会に出ていますからわかるんですけど、事情を説明しても、納得をなかなかして、要するに、見た目が悪いと。こんなもの、何十年も見て暮らさなきゃいけないのか、冗談じゃないという話なんです。

まあ、ごく低レベルな話で申しわけないんですけども、やはり住民の恐怖感とかそういうのというのはやっぱり大事だと思うので、それを私も帰って説明しなければいけませんので、何かこう、もうちょっと明かりを弱くするとか何かできないか、それをちょっとご相談させていただきたいと思います。

G 委員 : 確かに住民の方にとってみれば、いきなり煙突ができて、白い煙に見える水蒸気が出たり、夜間は航空障害灯で赤く照らされて、火事ではないかと思うのはごもつともな話ですので、市民の方の誤解がないように、今後

も積極的にPRに努めてまいりたいと思います。

それから、その明かりを何とかできないかということなのですが、これは航空法という法律がございまして、60メートル以上のものについてはつけなければならないということで、明るさについても一定の明るさを確保しなければいけないと法律で、規定されています。ですので、それをつけないとすると、逆に59メートル以下の低い煙突にしなければいけないというところなんです。現に三鷹市の環境センターですとか、二枚橋衛生組合のもとあった焼却場の煙突は59メートルでしたので、航空障害灯はついておりませんでした。ただ、今回の煙突につきましてはそういった景観もさることながら、やはり排ガスの拡散効果を期待して、高い煙突がいい、100メートルの煙突にしてほしいという住民の方のご意見が市民検討会等でごございましたので、当初59メートルの計画でございました煙突を100メートルに変更したといういきさつもございます。ですので、100メートルという煙突の使命でございますので、これは航空障害灯を消すわけにはまいりません。したがって、確かに誤解等を招かないよう、積極的にPRに努めるということをご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

T 委員 : これは100メートルですよ。うちのというか、ここの。都内のほうにある煙突はもっと高いんですよ。夜、近隣を何度か見て回ったんですね。そうしますと、当然100メートル以上高いはずなので、130あるのかわからないんですけどね。これは見た目、はるかかなた高いので、明かりはついてますし、蒸気も出ているんですけど、こういう見え方とは違うんですね。これは何ででしょうか。

G 委員 : 逆に高い煙突ですので、下から見上げたときにあまり目立たないということなんです。こちらは100メートル。例えば杉並の清掃工場、近くに見えますけれども、あちらは160メートルありますので、見上げててもなかなかこの航空障害灯も目立ちにくいというような、やはり見え方の違いがあるというふうに理解しているところでございます。

なぜ煙突がいろんな高さがあるのかというと、やはりその周辺にどのくらい高い建物があるのかというのが一番のポイントでございます。近くに高い建物がありますと、その建物を越して、できるだけ煙を飛ばしたいということがありますので、都内で一番有名な事例ですと、豊島の清掃工場

は、隣にサンシャイン60がございますので、日本でも一番高い200メートルの煙突でございます。ただ、ふじみ衛生組合の周辺につきましては、サンシャイン60のような高い建物はございませぬので、今回は100メートルを採用させていただきました。今後も誤解を招かないように、広報、ホームページ、場合によっては、こちらから出前で勉強会等も開かせていただいて、市民の方の誤解を招かないように努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

T 委員 : 今の説明をできましたら書式でいただけませぬでしょうか。私がこれを書いて、またいいかげんな言葉だと怒られるといけませんし、専門的なそういう、私も、そのときにあれは火の粉じゃない、ライトの反映だとなかなか納得してくださらないおばあちゃまが多くて、そういうふうな、きちっとした書式でくださると助かるので、お願ひできますでしょうか。

G 委員 : それでは、こちらで文書をつくって、またお届けしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

B 委員 : 60メートル以上超えると、東電でも鉄道の鉄塔でも赤く塗ってあるのは、あれは60メートル以上は塗らなきゃならんことになっているはずですから、当然、ふじみ衛生組合は赤いランプをつけたんだろうと思ひます。しかし、私たち、T委員もそうでしょうけど、あの煙は100メートルまで、まあ、水蒸気かどうかわかりませぬ。私は科学者じゃないからよくわかりませぬけれども、100メートルも流れたら、当然、太陽光も遮蔽されるんですし、本人も恐怖を覚えるんだろうと思ひます。だから、あれは何でもありませんよということをちゃんと説明しなきゃならんと思ひますよね。そうなっています、法律がどうのこうのじゃないですよ。これはこういう成分で、こういうふうになりまして、消石灰を入れて、減温塔で300度落とした結果、蒸気が出て、こうなりますよと説明したらいいじゃないですか。そういうこともやらないで、冬至の7時47分から8時7分までは、私のところは発電しなくなるんですけど、どうしてくれるんですか。それが1点。

それと、煙突の10メートル5センチの影が20分間、だめになるんですよ。さっき言った煙がちょうど太陽が上る位置と煙が流れている位置と全く同じで、あれが重なって、横断になったらどうってことないんですよ。バーッとやるんでね。こうなるものですから、ものすごい黒い影がうちの

太陽光発電に影を落としているんですね。JFEの所長さんがよく見えますから、それをどうしてくれるんですか。はっきりしてください。

a 副会長 : 私のほうから、現在の状況について今の内容について答えさせていただきますと、先ほどお答えしたとおり、太陽光発電と、そのいわゆる日影が入るといのは新しい課題だと思いますので、私どものほうもその点について十分よく研究をさせていただきますして、それで、今、B委員のおっしゃるとおり、例えば冬至のときに何分間か影になっているのはそういうことがあると思いますので、角度からすると、まさにそういうことだと思いますから、その辺も含めてこちらのほうで、またB委員と個別にいろいろ相談させていただきながら考えてということで考えております。

また、煙とおっしゃいますけど、先ほどのように水蒸気ということについては、そういう意見があるのではないかとということで、今回、実はこのニュースを周辺500メートルの方に配布して、周知いたしました。ただ、それ以外の方の部分もあるかと思しますので、先ほど言いましたように、必要に応じて誤解のないように周知をこれから図っていく予定でございます。

B 委員 : 公害協定の中で、この施設運用あるいはこの施設を建てたことにより、地域の人たちに、損害を与えたら賠償するとちゃんと書いてあるんじゃないですか。何を研究するんですか。そういうふうに、明らかにそうになっているのに、要するに、1キロワット48円で、私は東京電力に売っているんですから、それが遮蔽されて、赤になって、青になって、売電してませんよと常時表示してありますから、発電を遮蔽されてだめになっているんですよ。だから、賠償してくださいよといって、何を研究されるんですか。それが1点。

それと、認識が甘いですよ。10メートル5センチの煙突が10分間、冬至では7時47分から8時7分まで遮蔽されて、発電しないんですと私が言っているんだから、この間から。お中日のときは9時前後、20分間だめになるんです、どうしてくれるんですか。ちゃんと協定書に書いてあるじゃないですか。この施設を建てた、その影響によりとかね。それを、あなた、それで賠償したらいいんじゃないですか。

A 参与 : 事務長のほうが研究という言葉を使っているのは、それは今、B委員がおっしゃっているそういう事態が、被害ということに当たるかどうか。法

的な解釈も必要です。

ですから、被害に当たらないというふうに言っているわけじゃない。だから、当たるかもしれない。ただ、そういう、例えばビルが建って、その横に太陽光発電の屋根の2階建てがあって、隣に10階建てぐらいのビルが建って、それで、完全に日当たりが悪くなって、太陽光ができなくなるという事例の場合には確かに賠償の問題も出てきているんです。

B 委員 : 正式の回答ですか。

A 参与 : 正式な回答ですよ。だから、そういう事例が出てきています。

太陽光の発電をしていて、被害を受けて、それで訴えるという事例は出てきているんですよ、B委員がおっしゃるようにね。だから、それはせっかく新しく太陽光の施設をつくったのに、隣に10階建てぐらいの建物ができちゃって、極端な話ですけどね。そういうのができちゃって、完全に日影になっちゃう。それで発電ができない。それでどうしてくれるんだということ、訴えるという事例は出ていますね。今のB委員のお話の冬至の何十分間かの間の話がそういうものに当たるかどうか。大きく言えば、テレビの電波がとどかないとか、日影でそういう話というのは確かに私も対象になると思います。ですから、それが実際の被害の状況はどうか。そういうことにまで、何千か、何万円かわかりませんが、賠償することがほんとうに適切なかどうかということをやはりうちのほうも弁護士さんと相談して、お気持ちに込められるかどうかをやっぱり調査させていただきたいということで申し上げているわけです。

B 委員 : 住環境にも影響与えないということなんですかね。

A 参与 : いや、ですから、与えているんでしょう。だから、与えているんですよ。与えているんだけど、それが例えば騒音がひどいというときに、何デシベル以上だと被害があるというふうに言いますよね。一方で、受忍の限度というのものもあるんですよ。ですから、その勘案というのが必要になってくる。今話したように、いろいろなケースがあって、程度の問題というのがありますから、B委員の気持ちもよくわかりますけれども、ちょっとお時間をくださいというふうに申し上げているので、それはそういうふうにさせていただきます。

それからあともう一つ、煙の問題は、B委員も覚えてらっしゃるでしょうかわかりませんが、市民の皆さんといろいろご議論する中で、私ども

も水蒸気が煙と見誤られるんじゃないかということについては心配しました。それは除去装置というのもあります。ただ、いろいろお金がかかる中で、やっぱりその除去装置についてはお金かかるからやめようと。水蒸気については、水蒸気というふうに宣伝をしてくれればいいんだというような市民の皆さんからのご意見があり、それで合意しましたから、そのようにいたしました。

100メートルも、今その航空障害灯の点滅の話もありましたけれども、なるべく高いほうがいいということで、100メートルにしました。そういう決断を皆さんとともにしてきたわけです。そういう前提をまずご確認いただきたいと思います。ただ、B委員もT委員もおっしゃっているように、じゃ、ちゃんと宣伝しているのかといえ、このチラシを配っただけでほんとうに適切かどうかも含めて、やっぱり考えなきゃいけませんから、これは両市のほうの問題でもありますから、三鷹の広報、調布の広報なども含めて、あれは水蒸気ですということ、ふじみの広報誌だけではなくて、ホームページだけではなくて、広くPRする必要があるというふうに改めて感じましたので、先ほどのお答えのとおりにさせていただきますが、プラスアルファ、ふじみの活動に加えて、三鷹市でも調布市でも、先ほどちょっとB参与と話しましたが、きちんとPRをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

B 委員 : 今のA参与の回答を聞いて、私は思い出したんですけれども、このふじみ衛生組合の建設のときに、電波障害のときにいろいろあって、三鷹の人たちがいろいろ電波障害のときに、ああでもない、こうでもない、いろいろつけて、結局は、なるべく補償しないようにするんじゃないですかと。3年前ですかね。第1回目、三鷹の説明会の質問に立った人がいたんですけれども、いわゆるそういう認識に立って、現実に私のほうは発電をしていないんだと。じゃ、それはこれから研究して、それはどうするか検討しますと言われても、そういう事実があれば、事実として受けとめてもらえないんですか。もう一度、再度ご質問しておきます。

A 参与 : 事実としてはちゃんと受けとめます。ちゃんと調査もいたしまして、できましたらその資料も出していただいて、何時から何時がだめだったと。この日はこういう煙があったということが確認できる客観的事実があるということであれば、それをお出ししていただいて、先ほど述べたようにそ

れが私どもの勝手な判断ではなくて、ちゃんとそういう法的なところでもご経験のある弁護士さんにご相談しながら、これが受忍の限度というふうに考えるのか、あるいは公害、そういうような対応として考えるべきなのかということを検討させていただきまして、補償すべきだということであれば、きちんと補償します。

会 長 : B委員、調査をするということでございますので、それを待ってからにしたらどうですか。

B 委員 : A参与、三鷹さんは弁護士立てて、そういうことをおやりになるんですけど、私は一個人なので、弁護士を立てる資金もないし、力もないんですけど、三鷹さんが弁護士立てるといふなら、それに対応するしかないかなと、今、心で思ったんですけど、そういう回答じゃないでしょう。我々が素人でもわかるように、少なくとも事務長は説明する必要があると思うんですけど、弁護士立ててやるんですか。もう一度、再度お聞きします。

A 参与 : 弁護士立ててすぐに裁判するとかそういう話はしていませんからね。よくそれはご理解ください。弁護士さんに相談をする必要があるだろうということを行っているわけです。相談するんですよ。そして、それは三鷹市がなんではなくて、ふじみとしてそういう対応を専門家の方にご相談しながらやらせていただくということは、それは当然のことですよ。

B委員に対しても、それから、B委員以外の委員の方、市民の方にもやっぱり説明がつくような、そういうようなことをしていかなければいけませんから、こちらは補償して、あちらは補償しないとかそういうことじゃありませんから。だから、それはそういうようないろんな事例をもって、公正な判断をしていくということです。

B 委員 : もっと素直に事実を事実と認めて、ああ、それならそういう、こういうことで、ああいうことと、話し合いじゃなくて、弁護士と相談して回答しますと言われると、こちらも弁護士を立てなきゃいけないかななんて思うわけですよ。

会 長 : 調査をする時間をいただきたいと思います。以上、これについては終わります。

L 委員 : 前回も前々回もそうですが、A参与のほうから答弁されると非常に感情的になって、何かけんかしているようなふうに聞こえるんですよ。この間の夜間の三鷹市のごみ収集についても、僕はこの議事録を見て、行政干

渉だと思うんだね、ああいう発言は。ちょっとエスカレートし過ぎている。僕はそう感じるんです。だから、もうちょっと穏やかにね。今もそうですよ。弁護士に相談するといったら、じゃ、弁護士立ててけんかするのかもしれない話でしょう。これはいけないと僕は思うんですよ。これは協議会なんだから。もうちょっと冷静に話し合いをして、もうちょっと答弁も冷静に聞いて、質問も冷静に聞いて、お互いけんかしているんじゃないんだから。はたで聞いていると、これはけんかですよ。その辺は発言しておきたいと思います。

会 長 : はい。ありがとうございます。

4 その他

(1) 環境測定の結果について

会 長 : それでは、4番目のその他に移らさせていただきます。1番目の環境測定の結果について、事務局からお願いいたします。佐藤さん。

H 委員 : 今日、報告する事項ですけれども、3点ございます。

まず1点目が、施設稼働前の大気質のバックグラウンド調査結果についてということでございます。それから、2点目が空間放射線量の測定結果でございます。3点目が灰の放射能の濃度の測定結果でございます。いずれも、今日、配布してございます「建設ニュース」を使いまして説明をいたします。

最初の1点目、「建設ニュース」の51号ですね。51号の一番後ろ側、施設稼働前大気質現況調査結果というものがございます。これは平成24年に、冬が1月17日から23日まで、春が4月18日から25日まで、夏が8月17日から23日まで、秋が10月15日から22日までと、おのおの1週間連続で測定した結果でございます。前回の地元協議会のときは、冬、春、夏までの報告になっていまして、今回、秋の結果が出たということで、全部のデータを載せたものでございます。測定の項目でございますけれども、表の一番上にございますとおり、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン、塩化水素、水銀、以上の6項目となっております。

調査地点、測定地点ですけれども、この4期とも、排ガスの最大着地濃度地点付近ということで、選定してございますけれども、北側につきま

しては、三鷹市立の南浦小学校、南側につきましては、調布市のしいの木公園というところ、この2カ所ではかったものでございます。

データは、細かくは説明いたしません、この施設稼働前の測定結果として載っています下に、周辺の常時監視測定局の結果という、常時、東京都あるいは三鷹市で測定しているような局がございませけれども、その辺ではかっているデータと比較していただいても、現状、この施設稼働前ということでございますので、特に変わった結果が出ているということではございません。

環境基準も書かれておりますけれども、全て環境基準を満たしている測定結果となっています。今後、今は試運転を行っておりますけれども、4月から本格稼働が始まります。この地元協議会の皆様と結びました協定書の中にも排ガスの測定、同じ場所で平成25年度につきましては、春、夏、秋、冬の4回、1週間通してやるということになってございます。この稼働前の結果と施設が稼働した後の結果、これを比べる重要な資料でございます。

簡単ですけれども、この施設稼働前のバックグラウンド調査結果については以上でございます。

2点目、空間放射線量の測定結果というのは、今度はもう一枚のほうですね。ナンバー52のほうですね。今月発行した「建設ニュース」の裏面でございます。空間放射線量。これは前回の地元協議会のときは10月分ということで報告をさせていただきましたけれども、11月、12月も2回測定をしています。前回、測定機器等も書いてございませんでしたけれども、測定機器については、アロカTCS-172Bという機械でございます。ふじみ衛生組合で備品として買いました機械で、ふじみ衛生組合の職員がはかったものでございます。測定につきましては、敷地境界の東西南北、東側というのは、現在ございますCゲートですね。それから、敷地境界の西側というのは、Bゲート、それから、南側というのは、今は閉鎖してございますけれども、Dゲート、こちらではかっています。それから、敷地境界の北というのが三鷹市役所と、くぐり戸がございました。今後もつくりますけれども、そこではかったものです。

協定書の中にはこれ以外にももう一カ所ございまして、敷地境界、東西南北4カ所及び見学者駐車場というふうになってございます。今ここの見学

者駐車場につきましては、外構の工事中ということでございますので、これが終わりましたら、測定を追加いたします。5カ所で測定をしていくというものでございます。

測定結果ですけれども、地上1メートルと地上5センチと、2つの高さではかっています。おのおの書かれているデータは5回それぞれはかった、その平均値を記載してございます。数値を見ますと、一番低いところで、12月20日にはかりました敷地境界の北の1メートルのポイントが0.06という数字が出ています。一番高いところは12月6日にはかりました地上5センチの0.09。0.06から0.09までの間ということでございます。下に※がございすけれども、通常、0.23マイクロシーベルト/時を超えると、通常は除染が必要ですよというような数字でございす。この数字に対して2けた、数値は低い結果でございす。

続きまして、3点目、焼却灰の放射能の濃度の測定結果で、ここの表題のところに（速報値）と書かれていますけれども、これは確定いたしましたして、このニュースをつくったときはまだ速報値でしたけれども、この同じ値で確定しています。このニュースは速報値ですけれども、確定値でございす。

焼却灰、これを私どもは主灰と呼んでいますけれども、セシウム134と137の合計、こちらがキログラム当たり36ベクレルという値でございす。飛灰につきましては、セシウム134が150、137が240、この合計390ベクレルでございす。

私どもほかの多摩の清掃工場等のデータ、11月分を持っているんですけども、そこの各工場のデータと比べると若干低いような値が出ております。

以上、私から環境測定の結果について3点ご報告いたしました。

- F 委員：先ほどの三鷹のL委員の意見に私もちよつと補足させていただきますと、B委員のご心配の向きというのは、これはB委員だけの環境問題ではなくて、我々一人一人がこれから遭遇するかもしれない事例の一つだというふうに考えるべきだと思いますね。そのためにやっぱりa副会長は、まあ、私、a副会長のご説明の仕方もちよつとまずかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、まず事実関係があるのかないのか。それはB委員のところに1対1の話ではなくて、これから我々が、こういう二十何

人出ている委員にそれぞれの自治会がついていて、そこにもかかわる問題
かもしれません。状況は違ったとしてもね。まず事実関係を明らかにして、
それが今、A参加がおっしゃるように、行政的にそれをどう判断するか、
これはまた別なんです。必要以上に感情的になるのはよくないと思います
し、私、前回出席しておりませんが、この議事録を見て、自分なりに附箋
をつけてきて、かなりエキサイトしているなというの私もわかりました。
これはひとつ、なぜそういうふうになるかということをよくよく行政側及
びふじみ衛生組合の方、わかってほしいんですけども、私、前にふじみ
議会を2回傍聴して、ふじみ議会に出ている議員さん、我々の市民の代表
であるそれぞれ両市の議員さんのふじみ議会における質問のあり方とかい
うことに対して、私、甚だ疑問を持っています。そういう、いわゆる、こ
の中に書かれていますよね。a副会長が、特ににおいについてご質問あり
ませんでしたというくだりの説明があります。そこらあたりからB委員が
かなりエキサイトしたような、文字列で読むとそういうふうに見えるわけ
ですよ。質問されて、一方は質問されなかったから、それについてはとい
う事実関係を述べている。だけど、よくよくこれは逆の立場で考えてくだ
さい。B委員からすれば、においの問題には何年かもう苦しんでいる立場
なわけですね。それは我々住民の中でも、それは温度差はありますよ。で
も、これだけ訴えかけているんだから。僕はa副会長には、ああいう議会
のほうに質問、要するに、僕から言わせると議員さんも知識も足りていな
いと思っていますよ。大体こういうところに傍聴に来ている議員が何人い
るのか。この30回の中で何人見えたのか、僕は教えてほしいくらいです。
そういう議員さんをこれからは僕らも選挙のときに選ばなきゃいいだけ
の話で、そのぐらい僕らは過剰反応かもしれませんが、これから何年
か、この施設は動くわけですよ。動いちゃったらとめるわけにはいかな
い。だけど、我々はみんな消極的賛成をしたわけですよ。何とかしなきゃ
いけないごみの問題だから賛成しましょうと、みんなそれぞれ思いは違
うと思いますけど、判こを押したわけですよ。それをあまりにもある方向に
意図的に行くような形の議論をしていっちゃうと、30回やったことが意
味をなさなくなってくると僕は思います。ですから、ふじみ衛生組合の方
々にはくれぐれも私、お願いしたいのは、我々のこういう意見を吸い上げ
ているわけですよ。それから、行政の側にも説明しているわけですよ。

だけど、僕に言わせると議員さんたちは、私は正直言って、不勉強だと思います。僕らの声、思いを直接ニーズをとってくるわけでもなければ、それが議会のときに、にのこのことは質問ありませんでしたから説明してませんと言いますけれども、ふじみ衛生組合としては、ここの施設と隣の施設があるわけですから、そこら辺で起きている住民の思いとかいうことも、直接まず議員さんから質問あったこと、課題については答える必要があるでしょう。だけど、住民がもう一方で違うこともここで思っているわけですよ。そのことはふじみ衛生組合は我々何十回かやって、議論の中で十分認識しているはずですよ。

だから、僕はプラスアルファで、積極的に議員さんにも説明しなかったふじみ衛生組合の落ち度だったと思います。だって、僕らの代表に説明しているのに等しいわけですよ。何のためにこれ、30回も議論しているんですか。そこら辺をもうちょっと冷静に、それで、ふじみ衛生組合の、あるいは行政の方にはもっと細かく僕は説明してあげてほしいと思うし、それは少なくとも住民の感情なんです。何回も言いますが、消極的な賛成論なんです、皆さん。だから、ごみの問題というのは、私は冒頭に申し上げましたけど、総論はみんな賛成なんです。だけど、各論になったら、やっぱり自分の家の隣に来てほしくない、これは本音ですよ。だから、先ほど来も広域支援、それから、相互支援の問題もまた繰り返しましたけど、あれだって何回か積み重ねてきて、ようやくの条文になって、これは落ちついたんだと思うんです。ですから、我々もそういうことは冷静に考えなきゃいけませんけれども、衛生組合の方々にはもっと積極的に説明を展開してほしいし、聞かれないことでも、いや、この本質の問題はこれですけども、住民のほうからこういうような懸念は出ていますとか、じゃ、それは議員さんに聞いたけど、どういうことなんだと、もう一歩突っ込めるわけですよ。あまりにも僕は、議事録を読んで、事務長の説明は、名指しで申しわけございませんけど、機械的過ぎますよ。だって、あなたのところに一番、ふじみ衛生組合の情報が集まっているんです。私はそのことを言おうと思って、今日はちょっと遅刻しちゃいましたけど、会社終わって、飛び出てきて、ようやくあの時間なんですけども、その件だけは申し上げたかった。これはこれから何年来もつながる話ですからね。そういうことを一つ一つ積み重なって行って信頼関係になるわけですよ。

今さら議論の1回目のところに戻るわけにいかないわけですから。もうちょっと建設的になってほしいと僕は思います。それは我々住民側のほうも含めての話ですけどね。これで感じたことを申し上げました。

D 委員 : ただいま測定結果を報告いただいたんですが、この報告いただいたことについては全く異論ないんですけど、注文をつけたいことがあります。試運転とはいえ、稼働後1カ月以上たっているわけです。排ガスの値が全く出ていないのですよ。これはおかしいと思うのです。

それで、私どうもこういうことがあるんじゃないかと思って、試運転の契約を結んだわけですよ。試運転といえども、操業に準じて扱うという条文もあるじゃないですか。1カ月後、ダイオキシンの結果はでていないかもしれないけれども、今日は当然、残りの5種類についてはこんな結果でしたという値が来ると信じていたわけです。そういう議題もあると思っていたんですが、全くないと。これらはみんなオンラインで上がっているんですから、データはあるはずですよ。ぜひどんな結果が出たのか示してほしいと思います。

G 委員 : ただいま煙突排ガスについての測定結果というご質問ございました。これにつきましては、現在、試運転期間中でございますので、公的機関による計量証明のついたものはございません。ただ、D委員がおっしゃるとおり、運転管理上、自主的にとっている値はございます。それで、私のほうも今日の値をメモしてまいりましたので、それについてご報告をさせていただきたいと思います。

まずばいじんでございますけれども、自主規制値0.01グラム以下に対しまして、0でございます。

それから、硫黄酸化物、10ppm以下に対しまして、これも0でございます。

それから、窒素酸化物、50ppm以下に対しまして、1号炉と2号炉とありますけれども、2から7ppmでございました。

それから、塩化水素、10ppm以下に対しまして、これは2から6ppmでございました。

それから、ダイオキシン類については、おっしゃるとおり、これは運転管理上でははかれませんので、データはございません。

それから、水銀につきましては、0でございます。

これは運転管理上のデータで読み取ったものでございます。以上でございます。

D 委員 : ぜひそういうのを報告いただきたいと思うんですよ。それで、今日、実は念のためにホームページも見てきましたけれども、全く書かれていませんよね。私どもが知りたいのはそういうことであって、試運転といえども、我々にとっては、操業と何にも変わらないのです。そのことを十分ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

T 委員 : 今の数字は、12月8日から、これは、今おっしゃったのは3日間の数値になるのでしょうか。

G 委員 : 今申し上げましたのは、本日の速報でございます。

T 委員 : この試験焼却と書いてある、このごみの内容はこの試験焼却のために用意されたごみなのか、全くその家庭のごみを余分に持ってきて、同じ条件で。どうしてかといいますと、結局、家庭用ごみの中には水分も多い。それから、いろんな資源物も入っている。過去、こういうデータの回答もいただいているんですけども、多分これは一般的に理想的なごみを燃やしたの数値だと思うんですね。専門家じゃないですから、わかりませんよ。ですけど、実際に燃やし出したときにはいろんな不純物、水分、その他いろんな、それこそ空き缶でも入れている人もあるし、そういうものを燃やしたときのほんとうのリアルなデータが私たちは見たいんです。ですから、試験期間というのも、できれば、そういった、これから本焼却になったときと全く同じような状態レベルのごみを燃やしたデータを見せていただきたいと思います。

G 委員 : ただいま試験焼却用のごみはどういったごみを使っているのかというご質問がございました。これは三鷹市民、調布市民の出されたそのままのごみ、全量でございますので、これは試験焼却中、それから、4月以降の本格稼働、全く同じごみでございますので、そういう点ではごみ質をあえてつくったりはしておりません。皆様のごみをそのまま焼却させていただいております。よろしくお願いいたします。

B 委員 : 以前、いわゆるA、B、C、Dの入門のことですけれども、今、Aは今月の10日、181台入ってきたというような情報もあるんですけども、Cゲートは何台入って、何台出た。Aゲートは何台入って、何台出たのか。それから、Bゲートですね。そういうデータもいわゆるダイオキシンと同

じように、当初、我々に提示した南からの178とか、西側から180台とか、いろいろデータが示された。実績はどうなっているのか、このような、測定結果と同じように、各ゲートの出入りの台数を明らかにして、我々にも知らせてほしいと思います。

G 委員 : 今、各ゲートごとの台数というご質問ございました。私どもも計測をしようと思いましたが、最初のうち、Bゲートが閉鎖されておりまして、通常の入りができないため中止しておりました。ですので、今、B委員から再度そういったご質問ございましたので、次回の地元協議会にはお示ししたいということでございます。

B 委員 : 1週間なら1週間、そういうデータを欲しいので。

G 委員 : はい。わかりました。

P 委員 : T委員にお聞きします。先ほど写真で逆さまにこうやって水蒸気がおりましたよね。風で。それは人体に当たるほど低くまで来たものですか。それとも途中で霧散霧消しちゃったものですか。

それともう一つ、もし体にぶつかっているとしたら、どんなにおいがあったか。ただ水蒸気が当たったかどうか、それをお聞きしたいと思います。

T 委員 : 大体煙突から10メートルぐらいまでは落ちてきますけど、そこからはもう肉眼では見えなくなります。800メートルぐらい離れたところから見えますので、それで体に当たってどうこうというような状態ではなかったんです。ですけど、真下に煙突に沿って、そのうち下に落ちるみたいな感じには見えませんでした。

P 委員 : とっているときにはにおいはしました？ 全然しません？

T 委員 : 800メートル離れているので、特には感じませんでした。

I 委員 : この「建設ニュース」なんですけど、私、ここに来るともらえるので、見ているんですけど、一般的にはこれは市民には配っているんですか。

G 委員 : この「建設ニュース」につきましては、ふじみ衛生組合の敷地境界からおおむね500メートルの範囲で配っております。ですので、市民の方でもポストに入る方と入らない方と両方いらっしゃるというふうに認識しているところでございます。

a 副会長 : 今の意見に補足させていただきますと、ふじみのホームページにつきましては、この「建設ニュース」を順次ではありますけれども、載せるようにしておりますので、500メートル以外の遠くの方はそのホームページ

のところから「建設ニュース」というところをクリックしていただければ見れるようにはなっております。

I 委員 : 500メートルというのがね。私、この委員になったので、たしか500メートル以内の住民だと思うんですよ。ところが、うちには来ていないし、ですから、その来ているというのはどの辺までに来ているのか。ああやって積極的にホームページを見たり何かすればわかるのかもしれないですけど、実際はそれは活用されていないんじゃないかなと思うので。

a 副会長 : 私ども職員が手配りでやっておりますので、500メートル以内のご家庭については、基本的には入れているつもりだったんですけども、もし漏れていたということであれば、それはもうおわびするしかありません。これからは気をつけて、そのような形で入れさせていただきます。500メートル以内の方であればそういう形になります。

G 委員 : それから、広く市民の方にとということで、「広報ふじみ衛生組合」というものを年2回ないしは3回発行しております。これにつきましては、新聞折り込みでございますので、全世帯に基本的には入ると思います。この「建設ニュース」の内容を含めて掲載しておりますので、組合ニュースの入らない方についてはそういった形でフォローさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

D 委員 : 広報や、これはホームページでやっていると言うけれど、今日もホームページを見てきたが、一番新しいので8月号ですよ。だから、それで見てくださいというのはちょっと間違っていますからね。それは気をつけてください。

F 委員 : この「建設ニュース」というのも一番最新の情報がたぶん載っているんだと思うんですね。半径500メートル、なかなかうまく配りきれないというのは、想像はできます。境界線のところはね。前に室長が500メートルから離れたところに、建つ前に自治会にも説明に行きましたよね。僕もそこに同席しましたが。ですから、個々に配るのは今の現状として、それから、輪郭、周辺地域の自治会もあるわけですから、その自治会の会長宅に何十部かボンと渡しておく。そこがいわゆる500メートルというのは亜流地帯ですから、そこは自治会の人たちに適宜配ってもらうという形にすれば、これはもっと広まると思うんですよ。

それと私たち、一番近くにいる住民たちはやっぱりこのふじみ衛生組

合のごみ焼却場について問題点がいろいろあるんだということを、やっぱりみんなにも知ってほしいわけですね。同じ調布市民同士でお話ししていると、笑い話になるんですけど、あそこ、三鷹市でしょうと言われちゃう。だって、市役所の隣だもんと。いや、調布だよと。そのぐらいの話が出るぐらい。それと遠いところの人たちは、総論の枠で議論するだけで済むんですよ。しつこいようなんですけど。私だって、賛成か、反対かということと言ったら、建つのは反対ですよ。けども、そればかり言っているだけではしょうがないというところで、消極的に賛成をしているわけですから、もっと、先ほども言いましたが、ふじみ衛生組合には住民側の気持ちを、要するに、かゆいところに手が届くじゃないんだけど、そういうふうには自治会組織も使いながら協力してもらえばいいじゃないですか。何も自分たちでやる必要は僕はないと思うんですよ。そうすれば、そこからまた僕らと違った質問が出るかもしれません。

それで、この間、室長、説明に行って、やっぱり向こうの人たちの情報の乖離というのはものすごく感じられたと思うんですよ。彼らの質問することというのはものすごく、僕らより何回か前の質問をしているわけですから、そういうことが平均化していくことによって、ごみ問題ももう少しレベルの高い議論ができるかもしれませんよ。あるいはもっと切迫した状態の議論ができるかもしれません。それはお互いの、調布だけじゃなくて、三鷹のほうでもそうですよね。ちょっと500メートルから離れている人たちにもっと理解を得るためにやるのが僕ら委員たちにも、それが助かることに結果的になるんじゃないかと思います。

それともう一点、これは今、「建設ニュース」ですから、4月から本格稼働したら、このニュースは何になるんですかねという質問です。

a 副会長 : まず前段の部分で今ご提案いただきました、例えば町会の、いわゆる境界よりちょっと出たところの町会の皆様にもある程度お配りをして、例えば回覧だとかそういうところでやれたらどうかという、多分そういうようなご提案だと思いますので、それは非常にありがたい提案ですので、私どものほうも前向きに検討させていただければと思います。

それからあと、この後、「建設ニュース」をどうするかというのは、確かにおっしゃるとおり、まだ3月まではもちろんこうやって毎月、毎月出していく予定ですけど、「建設ニュース」という名前がいいのかどうかという

のも含めまして、また今後のPRの仕方についても検討させていただきたいと思います。

T 委員 : 今こちらの放射能測定濃度とかいろいろなデータなんですけれども、これはオリジナルを見せていただくわけにはいかないのでしょうか。まとめていただくのは非常にわかりやすいんですけれども、信用するとか、しないとかと、ちょっと疑っていますけれども。できればオリジナル、検査機関から出たオリジナルもあわせて見せていただきたいなというのがうちの自治会の意見なんです。

G 委員 : 焼却灰の放射線濃度測定結果、これにつきましては、計量証明の出る専門機関に委託して行っておりますので、こういったものについては、例えば計量証明そのものをコピーしてお渡しすることはできます。ただ、空間放射線量、これは我々職員がはかっているものですから、そういった計量証明というようなものはございませんので、こういった形にならざるを得ないのかなというふうに思っています。出せるものについてはコピーをお渡しできますので、よろしくお願いいたします。

F 委員 : 多分、本音でしゃべるのならば、こうやってきちんと発表されてもというところで、まだ今スタートラインだから、ふじみ衛生組合の職員の方、そう言っちゃ申しわけないけど、ある意味、信用されていないんです。だから、それはそれとして、証明書とかそういうのも逆にコピーで渡すのは、僕はそこまで必要あるかどうかわからないけれども、そういう面会に来たらそのときに、室長がいるとき面会したときに、これは平均点がこうなっているから、これは足し算して、これで割るとこうなるでしょう、だから、これで掲げていますよと、例えばT委員に説明する。そうすると、T委員が確かになっていたと。データを見れて、ちゃんとなるというふうになれば、今これはスタートですから、何もどこかの証明書云々とか、あるとかなないとかという話じゃなくて、はかったのは事実なんだろうから、それを見せて、こうなっているんですよ、この紙はこういう仕組みでつくっているんですよということがわかれば、T委員がまた自治会員の方に説明するときに、私はちゃんと見てきましたと言って、それはそれで流れる話だと思うので、その辺は、うまく処理してください。

会 長 : 8時半だから、若干延長させていただきます。ということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

B 委員 : この間、一応 J F E の所長から話もあったんですけど、いわゆる工事です。火入れ式もそうですけど、煙出すのもそうですけど、この間、火入れ式の日にも私のところの前を通過していった、いわゆるごみ車あったんですけど、要するに、何月何日、こういうことをやりますよ、何月何日、こういう工事があります。工事の場合は当然、近隣、道路管理者とか警察署の許可を受けるんですから、当然話は通じていると思うんですけど、我々にはうんとすんとすんと、たまたまあそこの道路については所長が来られたんですけど、要するに、そういう計画とか火入れ式とか何月何日、ごみ車を入れますと、全然我々に対して何のお知らせも、お知らせは、まあ、やらなくてもいいんでしょうけど、それは普通はおかしいでしょう。少なくとも近隣住民に火入れ式をやります。これからごみ車を試験的に入れますとか、今日から火入れをしますということぐらい言ったらどうなんですか。そういうことのニュースこそ、このニュース版に入れるべきじゃないかなと思うんですよね。その辺は非常に近隣住民に対する配慮が欠けているんじゃないかと私は不満を申し上げるわけです。

これからもこういうニュースがあるんですから、事前にですね。工事なんていうのは3カ月前から工事協定やるんですからね。あんなものはもう3カ月前にわかっているはずなんですから、そういうこともちゃんと我々近隣住民に、多かれ少なかれ迷惑かけるんですから、話して、このニュース版に入れて、来月、何月何日からこういう工事をやります、こういう道路規制もやります、こういうふうな火入れ式もやりますというニュースを、これ以外にもっと重要な事項がいっぱいあると思うんです。ぜひ入れて、近隣に配っていただきたいと思います。お願いします。

a 副会長 : 今、B委員から貴重なご意見いただきました。このニュース、今みたいな、どういうものにするか含めて、これから前向きに検討していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

T 委員 : 今のB委員の話なんですけど、以前、大型マンションが建つときに週間工事表と。やっぱり工事というのはいろいろ変化がありますよね。雨が降ったり何かだと。だから、きちっとこういうものにされても多分変化が出ると思うんです。そうなったときやっぱり重要なのは近隣の方だと思いますので、私たちは黒板に1週間、来週の工事予定表、どういうことをするかというのを大きなあれで、誰でも見える通りに張り出させたんですね。

それがやっぱりすごくスケジュールがわかりやすかったので、何かそういうような、やっぱりあまり遠方の方が見ても意味ないと思うので、今日はどうるさい日は何だろうという、わかりやすいので、何かそういう週間工事表みたいなのを比較的ずれが来ないような間近に出していただけるようにしたらいかがでしょうか。

H 委員 : 私どもも今、外構工事の関係で仮囲いを外してしまっているんですね。仮囲いがあるときには週間工程表というのを全部張り出していたんですけども、高さ3メートルある仮囲いを外してしまったということで、現状は、張り出していないんですけど、何らかの検討はさせていただきたいと思います。

会 長 : ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

(2) 次回日程

会 長 : それでは、次回日程に移らさせていただきます。次回日程なんですけど、次回は3月の開催ということで、次回には新しい年度の地元協議会スケジュールを決めていきたいと思います。

日程は3月26日火曜日。または28日木曜日、どちらかにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3月26日火曜日が都合悪いという方。

T 委員 : これは平日でないとだめなんですか。例えば土曜日とか。顔ぶれを見てもわかっていただけるんですけど、平均年齢高いんです。私もほんとうは無理だったんです。現役の仕事持っていますから。だから、ここに来ようと思うと、命がけで来なきゃいけないわけですね。仕事を置いて。ほんとうは私なんかももっと若い人に引き継いでいきたかったんですけど、現役の仕事を持っている方で、平日の6時半に来いというのは不可能なんですね。ですから、例えばそれを土曜日にしていただくとか、日曜日にこの会をしていただくというのは全く不可能なんですか。

会 長 : 済みません。優先的に正副会長の空いている日ということで、正副会長が来ないと話になりませんので、そういう形をとらせていただきたいと思います。

(日程調整)

会 長 : それでは、3月26日火曜日ということで。時間は同じ6時半から、場

所はここでということをお願いいたします。

それでは、本日は大変お疲れさまでございました。これにて地元協議会、閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

20時38分 散会